

伊賀市庁舎整備の方針について

※ 伊賀市庁舎整備計画より抜粋 P20～P22

1 庁舎整備計画検討の経緯

年月日	項目	内 容
H25. 12. 10	庁舎整備計画検討委員会答申	庁舎整備計画検討委員会より、庁舎整備の位置について、「南庁舎を利活用して、不足分を敷地内に新築」する案と「三重県伊賀庁舎隣接地に新築」する案の2案併記で市長に答申された。
H25. 12. 13	議員全員協議会	庁舎整備計画の答申内容を報告した。
H25. 12. 24	臨時総合政策会議	答申内容を踏まえ、庁舎整備の位置を「三重県伊賀庁舎隣接地に新築」する案を行政方針とすることとした。

2 庁舎整備方針の検討

【現在地案】南庁舎を改修し、敷地内に不足分を新築

【移 転 案】新しい場所に新築（三重県伊賀庁舎隣接地）

① 利用者の利便性について

現在地案の場合、公用車や職員用の駐車場が確保できない。

移転案の場合、全面新築となるため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた自由な設計が可能となる。また、県伊賀庁舎隣接地に移転することで、伊賀警察署やハローワークも含めた行政機能を集約した地域となり、市民が行政サービスを受ける場合において利便性が高く、県・市等の業務の連携もしやすくなる。また、十分な駐車場の確保が可能となる。

② 防災拠点としての役割について

現在地案の場合、液状化における調査を実施しており、液状化発生の可能性は低いと判断されているが、文献によると現在地付近において液状化発生の履歴が存在するため、大規模地震時には現在地周辺で液状化発生の可能性が考えられると報告されている。

移転案の場合、災害発生時には市と県の連携や情報共有等において、一層の強化・円滑化を図ることができる。

③ 市庁舎整備計画検討委員会の庁舎位置選定結果

検討委員会では現在地案・移転案の2案併記で答申されているが、第6回、又は最後の検討委員会で、委員それぞれに意見を確認したが、どちらの委員会においても移転案を推す意見が多かった。

3 庁舎整備の方針

以上の検討から、移転案の方が現在地案より優位性が認められます。将来の伊賀市のまちづくりの方向性として、権限移譲の更なる進行など今後の行政の動きを見据え、庁舎は行政機能として、三重県伊賀庁舎隣接地に移転して整備を行うこととします。また、現在地は文化や歴史、観光などの集客機能を発揮していくこととして、機能分担を図っていくことが重要と考え、庁舎整備は「三重県伊賀庁舎隣接地に新築」することを方針とします。

また、南庁舎の利活用については、検討委員会において、市民アンケートでも意見が多かった、さまざまな情報発信機能を備えた観光施設や、美術館・資料館などの歴史文化施設、更には、多機能な複合施設利用も見据えた図書館や市民サービス機能を持った施設とする案など、どのように活用すれば観光資源のたくさんあるまちなかが活性するのかという検討も行われましたが、今後、本格的に計画を策定する際は、専門知識を持った委員等で構成する検討委員会などによる検討が必要です。

将来の伊賀市のまちづくりイメージ

